

定 款

公益社団法人日本国民高等学校協会

公益社団法人日本国民高等学校協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本国民高等学校協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、農村の中心人物となるべき者の養成指導に関する事業を行い、わが国農業と農村の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業の担い手及び農業指導者の養成
- (2) 農業経営に必要な農業技術に関する実地研修
- (3) 農業の体験学習
- (4) その他協会の目的を達成するため必要と認める事業

2 前項の事業は茨城県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第8条 会員が既に納入した、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(任意退社)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を指定の期日までに履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は、解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、次に掲げる場合に、臨時総会を開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員が、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求したとき。
- 2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

（招集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 前条第2項の規定により請求があったときは、理事長は、その請求のあった日から6週間以内の日を総会の日として総会の招集を通知しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正

会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会においては、第15条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数、出席総正会員数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他法令で定められた事項

(代理人による表決)

第20条 総会に出席できない正会員は、代理権を証する書面をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第5章 役員

(役員を設置)

第 21 条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名を常任理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 等親内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 等親内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、常任理事は、理事長を補佐して協会の会務を処理する。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事会を開催し、理事長を選定する。

4 理事長、常任理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事の職務は、次のとおりとする。

(1) 協会の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、理事会に報告をすること。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を全うするために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等支給の基準並びに費用に関する規程による。

(顧問)

第 28 条 協会には、任意の機関として 5 名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、協会運営上の重要事項について、理事長の諮問に応ずるものとする。

4 顧問の報酬は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 事業の執行その他協会の運営に関する細則の制定及び改廃
- (3) 協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局及び職員

(事務局)

第 34 条 協会には、主事及び書記若干名を置く。

2 主事は、理事及び監事の指導を受けて協会の事務に従事する。

3 主事及び書記の任免は、理事長がこれを決する。

4 主事及び書記には、俸給を給することができる。

(職員)

第 35 条 協会に学園長・技師・講師を置く。学園長は理事会の決議により常任理事のなかから選任する。

2 技師及び講師は、学園長が任免する。

3 学園長は、予算の許す範囲において技師・講師以外の職員を協会に置くことができる。学園長・技師・講師その他の職員には俸給を給することができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 36 条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により別に定める。

(借入金)

第 37 条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経て、資産を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 理事長は、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(監査等)

第 40 条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、そ

の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告を作成して総会に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告について、理事会の承認を受け、通常総会に提出し、第1号、第2号の書類及び監査報告については、その内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行う。

第 11 章 雑則

第 47 条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は鈴木昭雄、常任理事は、大村省吾、加藤達人とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

1 この定款は、平成 26 年 6 月 20 日より施行する。